前橋市火災予防条例の改正について

令和5年11月29日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市火災予防条例の一部を改正する条例

前橋市火災予防条例(平成16年前橋市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第4号中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第17条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号。第3項において「基準」という。)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第19条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第19条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第17条の2第1項第4号」に 改める。

第64条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1厨房設備の項を次のように改める。

厨	気	不	開	組込型こんろ	・グ	14kW以下	100	15	15	15	注	:	機
---	---	---	---	--------	----	--------	-----	----	----	----	---	---	---

房	体	燃	放	リル付こんろ・グ			注		注	器	<del>*</del>	(木
設	燃燃	以以	式				江		江	上:		
備	料料	外	14	キャビネット型こ							方方	
ИНЭ	7-1	71		んろ・グリル付こ						は		
				んろ・グリドル付								隔
				こんろ							離	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	示す		
					,		注		注			
		不	開	組込型こんろ・グ	14kW以下	80	0	_	0			
		燃	放	リル付こんろ・グ								
			式	リドル付こんろ、								
				キャビネット型こ								
				んろ・グリル付こ								
				んろ・グリドル付								
				こんろ								
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0			
	固	不	木	炭火焼き器	_	100	50	50	50			
	体	燃	炭									
	燃	以	を									
	料	外	燃									
			料									
			と									
			す									
			る									
			ŧ									
		_	0	III I Ida y BB								
		不	木出	炭火焼き器	_	80	30	_	30			
		燃	炭									
			を									
			燃料									
			料									
			とす									
			る									

		ŧ						
		$\mathcal{O}$						
	上記に	分	使用温度が800℃以	_	250	200	300	200
2	類され	な	上のもの					
,	いもの		使用温度が300℃以	_	150	100	200	100
			上800℃未満のもの					
			使用温度が300℃未	_	100	50	100	50
			満のもの					

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されているこの条例による改正前の前橋市火災予防条例(以下「旧条例」という。)第12条の2に規定する燃料電池発電設備、旧条例第17条に規定する変電設備、旧条例第18条に規定する内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の前橋市火災予防条例(以下「新条例」という。)第19条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第17条第1項第4号(新条例第12条の2第1項及び第3項、第17条第3項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第19条 第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第1 9条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお 従前の例による。
- 4 新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものの うち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から 起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しな いものについては、当該規定は、適用しない。